

令和4年第4回定例会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和4年12月15日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和4年第4回定例会第1日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
2 番	関 本 豊
3 番	山 下 智 恵

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	会計管理者兼出納室長	芝 吉 彦
副 町 長	八十島 温 夫	建設環境課長	谷 口 健 二
教 育 長	三 好 秀 二	町 民 課 長	久保田 忠
総 務 課 長	友 岡 純	保健福祉課長	瀧 本 美 樹
防 災 安 全 課 長	中 井 和 彦	教 育 課 長	森 本 秀 行
ふるさと創生課長	井 上 靖	代 表 監 査 委 員	榎 本 孝 幸
農 林 振 興 課 長	小 西 亨		

議 長	ただいまから、令和4年第4回松野町議会定例会を開会します。 (9:30)
議 長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂本町 長	<p>それでは、定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和4年第4回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>師走に入りまして、めっきりと寒さも増して参りました。これから年末年始を控え、慌ただしさも加わって参ります。先月から、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあり、県におきましても12月5日より、県全域の警戒レベルが感染警戒期特別警戒期間に上げられました。県内全域で、感染リスクが高まっておりまして、もはや、誰がどこで感染してもおかしくない状況です。インフルエンザとの同時流行も懸念されておりますので、引き続き感染回避行動の徹底、ワクチンの速やかな接種、医療機関の適正受診に努めていただきたく存じます。</p> <p>ここで1つうれしいニュースを御報告させていただきます。</p> <p>宇和島南中等教育学校在学の高校2年生で、吉野の東晴七さんが、11月24日から韓国で開催されていた東アジアエアガン大会へ日本代表として出場されていましたが、10メートルエアピストルの部で、見事第4位の好成績を収められました。素晴らしい結果を残された東さんに、心からの称賛と感謝の気持ちを贈りたいと思います。</p> <p>また、一昨日の13日に開催されました松野中学校生徒会と議会議員の交流会では、まちおこプロジェクトをはじめ、町の活性化に積極的に取り組む姿勢の中学生に接し、私も大変頼もしく感じ、勇気をもらいました。このような貴重な機会を設けていただいた中学校の先生</p>

	<p>方、そして議員各位に感謝を申し上げる次第です。</p> <p>さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、条例制定及び改正等が13件、そして一般会計補正予算2件の特別会計補正予算であります。</p> <p>議員各位におかれましては、今任期最後の定例会となります締めくくりの本議会として、どうか活発な議論をお願いいたします。</p> <p>議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、18件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて、監査報告であります。監査委員から、令和4年8月、9月、10月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>次に、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりであります。</p> <p>御確認をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本日の会議を開きます。 (9:35)</p>

議	長	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番関本豊議員、3番山下智恵議員を指名します。</p>
議	長	<p>日程第2、「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第3、これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番森岡健治議員の質問を許します。</p>
5番	森岡	<p>「議長5番」</p>
議	長	<p>「森岡議員」</p>
5番	森岡	<p>それでは、通告しております観光の取り組みについて、お伺いいたします。</p> <p>近年、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客は激減している中、国の補助事業によって観光宿泊事業者応援事業が実施され、思いのよらぬ観光客が来町されました。</p> <p>今回の事業で、1万2千500人のアンケートを取られています。リピーターに対して、どのようなアピールをしていくのか、また、アウトドアの聖地を目指すとされており、いろいろな環境整備が必要ではないかと思えます。今後どのような取り組みをされるのか、お伺いいたします。</p> <p>令和5年度の取組に期待するところでございます。本日、学業の時間を調整され、傍聴されている小学生の皆さんが希望の持てる答弁をお願いいたします。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>

<p>議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは、森岡議員の御質問、観光の取り組みについてお答えをいたします。</p> <p>御承知のとおり、私たちは、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大というこれまでに経験したことのない危機に遭遇し、外出や移動の制限、経済活動の自粛を余儀なくされました。</p> <p>現在は、徐々に日常を取戻しつつあるものの、まだまだコロナ前の状況に回復したとは言えません。</p> <p>本町においても、今回の移動制限等によって、観光産業が大打撃を受け、人の移動を前提とする観光産業は、その業績が、一時期はゼロに近い状況に陥り、事業者は困窮し、農林業、商工業など、他産業にも大きく影響を及ぼしました。</p> <p>このような状況のもと、町内の観光や宿泊関連の事業所を何とか支援をしようと本年6月中旬から9月末まで、町内や滑床溪谷での宿泊や体験メニューの利用者に、その料金を割引く観光宿泊事業者応援事業を実施したところ、長引く自粛生活への反発があったのか、大きな反響を呼び、国内外から1万2千500人という想定をはるかに上回る多くの利用がありました。</p> <p>その財源確保につきましては、議会にも大変御心配をおかけしましたが、森岡議員御指摘のとおり、その時に収集した観光客の動向などの貴重なデータを分析し、リピーターの確保や集客力の向上につなげ、今後の観光施策にしっかりと反映させていくことが重要であり、これは我々の責任であると考えております。</p> <p>今の時点で把握しているのは、利用者がどこから来たのか、いわゆる発地ですが、愛媛県内が34%、それ以外の四国が10%、四国外が56%という結果が出ております。県内のほとんどの市町では、県内からの観光客が60%を占め、南予地域の市町では、70%を超えるというデータがありますが、それと大きく相違しており、全国的な知名度がある道後温泉を有する松山市と近い数字となっています。</p>
------------------------	--

このことは、松野町及び四万十川流域が日本有数のアウトドア体験のできる地域として、全国的に評価を得ている証明ではないかと分析をしています。

このアンケートの結果やその分析などを踏まえ、リピーターの獲得や新規顧客の確保に向けて、更にアピールするため、引き続きテレビやラジオ、専門雑誌等に番組や記事として取り上げられるよう、話題づくりに取り組むとともに、これから力を入れていく分野として、フェイスブックやインスタグラム、ツイッターなど、いわゆるSNSによる口コミ的な情報の拡散にも取り組むほか、最近、連携協定を締結しました一般社団法人日本自動車連盟JAFや南海放送など、民間企業や団体との連携による情報の発信等も加速させて参りたいと考えています。

更に今年度より、「高校はないけど高校生はいる」のキャッチフレーズでスタートした「私たち立井マツノイズム高校」の高校生たちが取り組もうとしている関東や関西の都市部をはじめとする、日本全国の松野町出身者とのネットワークづくりも、集客力の向上やリピーターの確保につながるものとして期待をしているところです。

以上のように、各種施策を総合的、有機的に推進し、リピーターの確保と集客力の向上に努めていく所存であります。

次に、アウトドアの聖地を目指すための環境整備への取り組みについてですが、まずこれまでの経緯について申し上げますと、今から14年前の平成21年2月に、住民有志により、森の国グリーンツーリズムクラブが組織をされまして、自然環境や歴史文化、食文化や生業などの地域資源を生かした観光交流事業の振興に取り組まれてきました。その中で、平成24年のえひめ南予いやし博を契機に、キャニオニングが脚光を集めるようになり、その後、サイクリング、マウンテンバイク、登山、トレイルランなど、アウトドアスポーツが商品化され、また四万十川のカヌーやラフティング、サップなどのコンテンツも加わり、本町を含む四万十川流域は、山や森、川の資源を生か

した日本でもトップクラスのアウトドアフィールドとして認知をされるようになりました。

更に先月、道の駅虹の森公園まつので、多くのお客様を呼び込んだバーベキューイベントや東京オリンピックの競技にもなったボルダリング体験など、新たなアウトドア体験メニューの導入、開発にも取り組んでいるところでございます。

このように、様々なアウトドアスポーツが楽しめる条件が整うと、キャニオニングをはじめ、サイクリング、トレッキング、ボルダリングなど、1度の来訪で、複数のコンテンツを体験するお客様が多くなり、必然的に滞在時間が長くなって、食事や宿泊のニーズも発生するようになります。あわせて、地域公共交通網の整備と、ラストワンマイルの移動手段の確保も必要となってきます。このように、アウトドア体験を起点に、飲食、宿泊、温泉、交通などの需要が連鎖して生まれ、そこから地域経済全体への波及が広がり、地域活性化につながっていくことが期待されます。つまり、アウトドアの聖地化を目指す意味は、アウトドア体験を充実させていくことだけではなくて、宿泊や飲食、交通の確保など、総合的に旅行環境を整備し、地元事業者と旅行者双方の利便性を高め、地域の持続的な発展を促すものであると考えます。

このため、令和5年度においては、これらの問題を解決し、実装していくための具体的施策に、できることから着手することを考えています。

まず、アウトドア体験のPR活動については、先にも述べましたように、様々な報道機関や団体、企業との連携や松野町にゆかりのある方との関係構築、SNSによる口コミ的情報の拡散、中学生や高校生の視点と発想、そして行動を生かした広報活動など、費用対効果を見極めながら取り組みたいと考えています。あわせて、滑床アウトドアセンター万年荘のビジターセンターとしてのリニューアルにも着手し、国立公園滑床溪谷の自然環境やアウトドア体験をはじめ、歴史や

<p>5 番 森 岡 議 長 5 番 森 岡</p>	<p>文化、生業を分かりやすく伝えるガイドランス機能も整備したいと考えております。</p> <p>次に、移動、宿泊、飲食ニーズの対応については、ますます多様化する住民や観光客の移動ニーズを考慮した施策を盛り込んだ、松野町地域公共交通計画を策定しようと考えているほか、観光やワーケーションなどで訪れるお客様の様々な宿泊ニーズに対しては、森の国ロッジ、旅館、農家民宿など、今ある宿泊施設の利用促進を図りながら、1泊から1週間、月単位など、様々な滞在ニーズに対応できる施設への改修等への支援、空き家や遊休施設等の活用による宿泊機能の充実への支援など、検討、実施していきたいと考えています。</p> <p>そして、これらのアウトドア体験メニューや宿泊、飲食、移動などの資源をパッケージ化、商品化していく仕組みづくりにも着手すべく、住民や民間事業者、各種機関団体、そして行政が連携して、いわゆる観光を切り口に、まちの課題解決に取り組む組織であるDMOの設立にも着手し、観光まちづくりを着実に進めていく所存であります。</p> <p>つきましては、議員各位におかれましても、御理解いただき、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>「議長5番」 「森岡議員」</p> <p>答弁ありがとうございます。</p> <p>そうですね、アンケート。これどうしても重要な、一般財源をこれほど投じて得た、いわゆる宝です。これをどのように使うかが、一番の重要なポイントであって、今、情報をこれほど世界各国までいって、情報をいかに利用するか、このことに尽きると思います。</p> <p>このことに関しては、企画課ふるさと創生課、また町職員一丸となって、この情報をいかに利用するかを早急に検討していただきたいと思っています。</p>
------------------------------------	--

またアウトドアについてですが、本年度は、いわゆる宿泊、いわゆるキャニオニングと関係が主となりましたが、虹の森を核とした戦略、これがどうしても重要なのではないかなと思います。松野町を売っていくためには。

そこで、例えばの例ですけども、ゴーカート場を作って、そこで虹の森公園とタイアップし、またここの河川整備、虹の森から見た対岸の観光整備等を取り組んで、環境の良いまちづくり、これによって、人が1日、本町で過ごしていただける時間を作る、そのことによって消費が生まれてくるのではないかなと考えております。

以前に私に言うていただいた方が、今の時点で、本町に来られた時に「1日過ごせないんですよ。」と、「時間が昼までで帰らないといけない。」または「本町から、ほかに移動しないといけない。」っていう、「その辺はやはり考えていただきたい。」という声を聞きました。

この辺について、令和5年度から本当に力を入れて取り組んでいただきたい。でないと、今、小学生の方が聞いておられる方が、先々、「本町に住みたいな。」そういう思いを持っていただければいいような取り組みを早急にしていただきたいと思います。

以上です。

「議長」

「坂本町長」

はい。

今再質問で御指摘いただいたことですが、2点あるかと思えます。

まず1点、アンケートのデータの活用ですね。これは今ほど言われましたように、多額の経費を使って入手した貴重なデータですので、これを積極的に活用していかなければならないと思ってます。ただ個人情報の問題がありますので、例えばその名簿に記載しているところに直接電話をかけて、というようなことはできませんので、十分にその辺を勘案しながら活用していきます。

坂本町長
議長
坂本町長

それともう1点、大事なことは今回のキャンペーンで本当に多くのお客様が来ていただいて事業者さんと生の会話をされている、意見交換をされているということですね。その個々の事業者さんの意見をみんなで集まって、それぞれが、「うちはこうやった」とか「こうしたい」とかいうのを、意見交換する場を是非持ちたいというふうに思っています。それは行政も入ってですね、そうすることによって、この貴重なデータを更に、次に活用できるのではないかなというふうに思っております。

もう1点、虹の森を中心とした、1日こうゆっくりと過ごせる場所にしたいという、私も同感でございます。

虹の森は確かにいろんな機能が詰まった道の駅ですけれども、それと同じぐらいの魅力であるというのが、広見川の河川敷にあるという環境だと思います。この河川環境を利用しながら、対岸の松丸のぽっぽ温泉、芝不器男、河後森城、松丸の町並み、こういったものも含めて、1日楽しんでいただくと。そうすると一番問題は、森岡議員さんも多分、御指摘されたいことでしょうけれども、食事ですね、昼食の提供場所、今は、なかなか充足をしているとは言えません。これにつきましても、どうやってこうそういった飲食業を担ってくれる若い人たちに来ていただくのか、そういったところもですね、今、進めております移住促進と絡めてですね、確保していきたいというふうに思っております。

どちらにせよコロナ、まだまだ収束、予断はできませんけれども、これが収まってきたら、また大きな波が来ると思います。その波に乗り遅れないように、松野町のほうでもこの観光交流産業、準備をしていきたいと思いますので、何とぞ御指導のほどよろしく願いいたします。

以上です。

5 番 森 岡
議 長

「議長5番」

「森岡議員」

<p>5 番 森 岡</p>	<p>はい。</p> <p>この観光に対しては、いろんな課題が残されております。何の企画をするにしても、今ほど町長言われたように、つながりのある企画、これを取り組んでいただきたい。それによって、環境の良いまちづくり、これでそのことにより、観光客の増加に努めていただきたいと心からお願いするところでございます。</p> <p>以上で、どうぞ令和5年度の取り組みを期待しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、森岡健治議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告2番山下智恵議員の質問を許します。</p>
<p>3 番 山 下</p> <p>議 長</p>	<p>「議長3番」</p> <p>「山下議員」</p>
<p>3 番 山 下</p>	<p>通告どおり、定住促進施策について、町長に質問いたします。</p> <p>今年第1回定例会において、松野町定住促進施策の条例で規定された、移住定住につながる各種奨励措置を検証するために、期限付制度として、内容、対象、補助額、補助率が大幅に見直され、この施策がより推進されることが大いに期待されました。</p> <p>町長からも、コロナ禍にあって、都会から田舎に生活に移す移住者の受皿となるよう、松野モデルを確立していきたいとの言葉もあり、そういった思いから力を入れてきた施策だと思いますが、いまだに、空き家を探している人たちの需要に応え切れていない現状があります。</p> <p>空き家対策がなかなか進まない現状の中には、持ち主が町内に住んでいなかったり、相続されていて持ち主が分からない、あるいは複数人いたり、手続きが煩わしいなどの多岐にわたる問題が絡んでいることは想像できますが、施策を進めていくことにおいて、避けては通れない問題であると考えます。</p> <p>そこで、更にもう一步踏み込んだ取り組みが必要であると思いますが、町長のお考えをお聞かせ願います。</p>

<p>坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、山下議員の御質問、定住促進施策についてお答えをいたします。</p> <p>本町では、移住者を呼び込むために必要な仕事、住まい、子育ての各種支援策を組合せて、総合的に展開する移住促進森の国松野モデルに取り組んでいるところです。</p> <p>このうち住まいに関する施策としては、移住者や所有者が、空き家を改修する際に活用できる補助金制度を複数用意しているほか、一般の町民でも利用できる、新築住宅を建築した際の定住奨励金、現在お住まいの住宅をリフォームする際の住宅リフォーム補助金など、多様な住宅ニーズに応えられる施策を創設、又は改善をして参りました。</p> <p>山下議員御指摘の空き家対策については、本町だけでなく、また都市部、地方を問わず全国的な問題となっております。</p> <p>現在、日本には800万棟の空き家があり、空き家率は、13.6%となっております、一方で本町では、平成27年に実施した空き家調査の結果によりますと、町内2千888棟の家屋のうち、166棟が空き家であることが分かりました。空き家率は5.7%と、全国平均は下回っておりますけれども、年々増加傾向にあり、危険家屋化など景観や保安上の問題なども懸念されているところです。</p> <p>このような中、本町では、平成27年度から空き家バンクを開設し、空き家の利活用について取り組んで参りました。</p> <p>町内の土地や家屋の所有者全員に送付される固定資産税通知書に合わせまして、空き家活用を促進するPR文書を送付し、また農地付きの空き家を購入する際、農地法上の制限を大幅に緩和するなど、制度改正を実施したほか、全国空き家活用協議会に加入し、全国の自治体と共同して空き家問題に取り組んでおります。</p> <p>その結果、これまでに賃貸、又は売買を希望する空き家の所有者からの問合せが93件、空き家に入居を希望する方の問合せが114件</p>
------------------------------------	--

ありました。更に役場を通じて、賃貸又は売買が成約した空き家は15件となっており、これに加えて、着任した地域おこし協力隊21名が空き家に入居していることから、一定の結果が出ているものの、所有者及び入居希望者の要望に対しては、まだまだ十分にお応えできていない状況です。

この原因としましては、議員御指摘のとおり、土地や家屋の相続ができていなかったり、手続が煩雑であったりということに加えて、家に対する思い入れや他人に家を貸すことへの不安、中の家財道具の処分ができないなど、多種多様な理由があると考えられます。

また、不動産を取り扱う専門家である不動産業者や宅建業者が、町内にはおらず、空き家バンクがその機能の一部を果たしているものの、空き家バンクでできるのは、所有者と入居者の入居希望者をマッチングすることしかできません。金額交渉や契約行為には関与できないことから、取り扱いには限界があるとも感じております。

このような状況の中、今後増え続けることが予想される空き家の新たな対策として、令和5年度には、空き家の実態調査を行いたいと考えております。これは、町内の空き家の総数を調べ地図上に表示した上で、住むことが可能かどうかを調査するもので、将来的には、空き家バンクと連携して、空き家を求める方のニーズに迅速、的確に応えたいと考えております。

一般的に人が住んでいない空き家は、空気の入替えや配管の中の水流がなくなるため、劣化しやすいと言われております。つまり、長年放置するほど利用が困難になり、ゆくゆくは危険家屋となり、最終的には多額の費用を負担して取り壊さなければなりません。

一方で、空き家を求める声が増えているのも事実であることから、空き家対策は、空き家になってから早い時期に売買または賃貸することが重要なポイントであり、それには、やはり民間事業者のスピード感、柔軟性が必要であると考えています。このため、空き家対策を含めた移住促進業務につきましては、将来的には、外部団体を設立し、

<p>3 番 山 下 議 長 3 番 山 下</p>	<p>業務を委託することで、より専門的かつワンストップで対応したいと考えており、その中では、不動産業者等の専門家とも連携、またその専門家を育成していくことも考えております。</p> <p>つきましては、議員各位におかれましても御理解いただきまして、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>「議長 3 番」 「山下議員」</p> <p>御答弁ありがとうございました。</p> <p>今の答弁を聞きまして、非常に真剣に取り組んでおられるなということで少し安心をしております。特に担当課でも力を入れて進めてもらっているなあということで、理解をいたしました。</p> <p>しかし依然、松野町に移住したいが空き家はないかとの問合せが、私の耳にも、実際に何件も入ってきております。空き家バンクも一定数の登録がなければ選択肢が限られ、せっかく移住先に松野町を選んでもらっても住めるところがないとの理由で、近隣市町に移ってしまう方も実際にいらっしゃいました。</p> <p>町内においても、結婚を機に住宅を探している方や地域おこし隊の任期後も残っていただく方の住宅、更には空き家店舗など、空き家は町内にたくさんあるにもかかわらず、問題が解決できていない状態が続いており、先ほど町長の答弁で、いろいろと専門家を交えて対策に取り組んでいただくということで、多少安心はしておりますけれども、やはりその地域に住んでいる方の力を借りて、情報を提供してもらうということは重要なことであり、探している方と空き家の状態をどうにかしたいという方の、先ほど町長もおっしゃいましたけれどもマッチングといいますか、直接交渉をするということが、地道ではありますが、やはりそれが一番の近道であるようにも思っております。</p> <p>住む人がいなくなった空き家が老朽化が進んで廃屋となりますし、</p>
------------------------------------	--

		<p>空き家が増えていくことによって、その地域の活気も薄れてしまいました。</p> <p>難しい問題、山積みではあると思いますが、引き続きこの問題には積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
坂本町長		「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町長		はい。
		<p>今御指摘のとおりですね、空き家の活用というものは非常に難しい問題ではありますが、こうやって松野町に来たい、移住したいという方の希望になるべく沿えるように、そのためにはですね、まずやっぱり一番大事なのは、空き家バンクの登録件数を増やすということだと思います。そうすることによって移住者の多様なニーズにも応える確率が高くなります。</p> <p>そのためには空き家の所有者、これは町内町外にいらっしゃると思いますけれども、その方に意識を少し変えていただく、そういった働きかけをこれからしていきたいと思います。</p> <p>つきまして議員の皆様もですね、是非、お近くに空き家の所有されている方がいましたら、バンクに登録してみませんかということを働きかけをいただいたらというふうに思っております。</p> <p>このことにつきましては、町が進めております移住政策の中でも大きな部分を占めている住まいの部分でございますので、これからも積極的に進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議	長	以上で、山下智恵議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議	長	<p>ここでしばらく休憩します。 (10:06)</p> <p>(休憩 10:06 ~ 再開 10:16)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:16)</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第74号「松野町個人情報保護法施行条例の制定について」及び日程第5、議案第75号「松野町情報公開条例の全部改正について」を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは、議案第74号及び第75号につきましては、国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴う内容でありますので、一括して提案理由を説明させていただきます。</p> <p>議案第74号「松野町個人情報保護法施行条例の制定について」は、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまでそれぞれの機関で別々に定められていた、個人情報の取扱いに関する規定が一本化されるもので、具体的には現在の松野町個人情報保護条例を廃止し、新たに開示請求期限の設定、個人情報ファイル簿の作成公表などの必要事項を定め、令和5年4月1日から対応できるようにするものであります。</p> <p>議案第75号「松野町情報公開条例の全部改正について」は、同様に国の法律改正に伴うもので、先ほど御説明いたしました個人情報保護法施行条例の制定に合わせ、情報公開制度においても、制度の整合性を図り、統一的な運用を実施していくものであります。</p> <p>改正内容につきましては、まず現行の条例では情報公開を請求できる者の範囲がある程度定められておりましたけれども、今回の改正では「何人も条例の定めるところにより公開を請求できる」こととなります。また、一方で無秩序な請求を防止するため、権利の濫用禁止についても定めているところです。</p> <p>そのほか、公開決定等の期限設定や2つあった審査会の統合、出資法人等の情報公開が努力義務として位置づけられており、令和5年4月1日から施行されるものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>これから、議案第74号及び議案第75号に対して、一括して質疑を行います。</p>
<p>7 番 赤 松 議 長</p>	<p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>議案第75号の「松野町情報公開条例の全部改正について」お伺いいたします。</p> <p>今ほど、町長のほうからも説明ありましたが、第33条で、出資法人等の情報公開の努力義務が出されておりますが、それに本町で該当するものとしては、株式会社松野町農林公社と、それから株式会社まちづくり松野があると思うんですが、実施機関、町長は、「情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。」というようなことになってございますが、この2つの機関に対して今後どのような取り組みを考えられておりますか、町長の考えをお伺いしたいと思います。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>今ほどあげていただいた2つの法人、株式会社松野町農林公社それから株式会社まちづくり松野、両方とも私が社長を兼務をいたしているところであります。</p> <p>基本的には、その努力目標ということでございますけれども、私としては、町がそれこそ、ほとんどの出資金を出している状況でございますので、町に準じた形で情報公開を進めていきたいと思いますが、ただその、あくまでも民間企業的な要素も残しておりますので、経営に関わること等につきましては、慎重に取り扱わなければならないと思っております。</p> <p>まだまだこれ、その2つの法人の内部では、取締役会等で、まだ協議を進めておりませんので、これからこの法の施行にあわせて、</p>

		両法人につきましても、遅れのないように取り組んでいきたいと思 います。
7 議	番 赤 松 長	「議長7番」 「赤松議員」
7 議	番 赤 松 長	町長のお考えが分かったわけですが、あくまでも株式会社 でございますので、何もかもというわけにはいかんと思 いますが、で きれしの範囲、情報公開を進めていただいたらと思 います。
議	長	これで質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第74号及び議案第75号は、 即決したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、議案第74号及び議案第75号は即決することに決定 しました。 続いて、討論、採決を行います。 この討論、採決は、案件ごとに行います。 最初に、議案第74号の討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第74号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第74号「松野町個人情報保護法施行条例の制定

<p>議 長</p>	<p>について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第75号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第75号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第75号「松野町情報公開条例の全部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第6、議案第76号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」から日程第8、議案第78号「松野町職員の定年等に関する条例の一部改正について」までの3議案を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは議案第76号から第78号につきましては、職員の定年引上げに関連した内容でありますので、一括して提案理由を説明させていただきます。</p> <p>我が国では、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、人材不足が顕著となっております。このため、意欲と能力のある高齢者の職員を最大限活用し、次の世代にノウハウを継承していこうという趣旨のもとに地方公務員法が改正をされました。</p> <p>議案第76号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は、地方公務員法第26条の3第1項の規定に基づき、60歳以上の職員が仕事と地域社会活動等の両立を図るために、勤務時間の調</p>

	<p>整等、労働環境を整えていこうとするものであります。</p> <p>議案第77号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年延長に関連する内容を整備するもので、文言の整理、60歳以降の給料月額の措置や職員定数の見直しを行うほか、現行の職員の再任用に関する条例を廃止するなど、関係する条例を一括して改正するものであります。</p> <p>議案第78号「松野町職員の定年等に関する条例の一部改正について」は、同じく地方公務員法の改正に伴い、定年制度、管理監督職の勤務上限年齢制等について規定するもので、これにより職員の定年は2年に1歳ずつ段階的に引上げられ、最終的には65歳定年に移行し、60歳以降は管理職の対象外となります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、議案第76号から議案第78号までの3議案に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第76号から議案第78号までの3議案は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第76号から議案第78号までの3議案は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第76号の討論を行います。</p>

議 長	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第76号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第76号「職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第77号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第77号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第77号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第78号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第78号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議 長	<p>したがって、議案第78号「松野町職員の定年等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第9、議案第79号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」から日程第12、議案第82号「松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正について」までの4議案を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは、議案第79号から第82号につきましては、令和4年人事院勧告に伴う改正内容でありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>議案第79号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、特別職の期末手当の支給割合を0.05月分引上げ、年3.3月分とする改正を行うものであります。</p> <p>議案第80号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、一般職の勤勉手当の割合を0.1月分引上げ、年2.0月分とし、あわせて給料表について公民格差の解消として平均改定率0.28%分を引き上げるものであります。</p> <p>議案第81号「松野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会計年度任用職員の期末程度を0.15月分引上げ、年2.55月分とし、あわせて一般職の行政職給料表に準じて会計年度任用職員の給料表を改正するものであります。</p> <p>議案第82号「松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改</p>

議 長	<p>正について」は、議員の期末手当の支給割合を改正するもので、0.05月分引上げ、年3.3月分とする改正を行うものであります。</p> <p>以上、4議案につきましては、令和4年人事院勧告に伴い、それぞれの条例を改正しようとするものでありますので、一括して説明をいたしました。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、議案第79号から議案第82号までの4議案に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第79号から議案第82号までの4議案は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第79号から議案第82号までの4議案は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第79号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第79号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第79号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第80号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第80号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第80号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第81号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第81号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第81号「松野町会計年度任用職員の給与及び費</p>

		<p>用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第82号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
議	長	<p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第82号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第82号「松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第13、議案第83号「松野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」から日程第16、議案第86号「松野町特別会計条例の一部改正について」までの4議案を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第83号から議案第86号までは、松野町簡易水道事業の公営企業会計への移行に伴うもので、関連がございますので、一括して提案理由の御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、議案第83号「松野町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。</p> <p>水道事業は、今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれ、経営環境の大きな変化が懸念されております。</p>

本町におきましても、これらの課題を踏まえ、中長期的な視点に立った経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図っていく必要があることから、簡易水道事業における公営企業会計への移行について検討を進めて参りました。

また、平成31年総務大臣通知では、人口3万人未満の市区町村の簡易水道事業においても、令和5年度末までに公営企業会計の適用を推進することとされており、本町においても令和5年度より簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するものです。

公営企業会計への移行に際しましては、地方公営企業法に準じて事業を実施する必要があることから、新たに経営の基本原則や会計の処理について定め、松野町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定し、関係例規を改めるものであります。

続きまして、議案第84号「松野町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案については、簡易水道事業の公営企業会計適用に伴うもので、地方公営企業法第32条の規定により、毎事業年度生じた利益の処分及び積立金の取崩しについては、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行うこととされていることから、新たに、簡易水道事業の剰余金の処分等について規定をするものであります。

続きまして議案第85号「松野町簡易水道財政調整基金条例の廃止について」御説明申し上げます。

簡易水道財政調整基金につきましては、簡易水道特別会計の円滑な財政運営に資するために設置しておりましたが、簡易水道事業の地方公営企業法適用に伴い、利益剰余金を減債、積立金又は建設改良積立金への積立てが可能となることから、令和5年3月31日をもって松野町簡易水道財政調整基金条例を廃止するものであります。

議案第86号では、簡易水道事業が特別会計から公営企業会計に移行することにより、松野町特別会計条例第1条第3号の松野町簡易水道特別会計を削除し、条文を改めるものであります。

	<p>以上、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、議案第83号から議案第86号までの4議案に対して、一括して質疑を行います。</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>「議長7番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「赤松議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>いよいよ令和5年4月1日から公営企業会計による簡易水道事業がスタートするわけですが、2点ばかりお聞きしたいと思います。</p> <p>まず1点目は、水道事業運営の基本となります水道使用料収入の現在の状況、流れ、それから今後どのように捉えられているのか、見通し等をお聞きしたいと思います。</p> <p>それから2点目に、移行事務や法適用後の日常業務を円滑、適正に行うためには、公営企業会計に精通した職員が不可欠ですが、本町には法適用事業がないことから、公営企業会計に関する知識を習得する研修等が必要になるのではないかと思います。今後、どのような計画をされて、どのように実施される予定か、その辺をお聞きしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
<p>谷口建設環境課長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「谷口課長」</p>
<p>谷口建設環境課長</p>	<p>はい。失礼いたします。</p> <p>ただいまの赤松議員さんからの御質問についてお答えいたします。</p> <p>まず1点目の水道使用料、収入の現在の状況と今後の見通しについてでございますが、本町の簡易水道事業は安定した事業収入により、これまで実施した事業の公債費の減少によって、近年は年間約1千万円の事業収益がございまして、令和3年度末の簡易水道財政調整基金も積立て額が、今1億円を超えるなど健全な運営が保たれているところでございます。</p>

しかし、簡易水道事業の中長期計画である経営戦略におきましては、今後の人口減少に伴い、10年後の水道収益が約1千万円ほど減少する見込みとなっております。

また近い将来、更新、整備が必要となっております旧の松野簡易水道でございますが、こちらも老朽化によって整備が必要となっております。今後、費用の増大が見込まれており、今後も更なる経営基盤の強化が求められているところでございます。

今後、公営企業会計ということで、独立採算制を原則とする公営企業会計では、収益不足は、水道使用料の調整に関わることで、住民の皆様への負担増加にもつながりますことから、今後、コストの削減に努め、事業実施の際にも優良な補助事業を獲得するなどの取り組みも行うこととしておりますし、最大の課題として、料金の調整についても、今後はしっかりと検討していかなくてはならない時期にきておりますので、公営企業会計のメリットを最大に生かしながら経営の運営に努めていきたいと考えているところでございます。

次に、公営企業会計に関する知識の習得、研修についてでございますが、公営企業法適用に伴う事業は本町でも初めての実施でございます。当初、担当職員も公営企業会計、何も分からない状態で進めて参りました。公営企業会計の移行の準備につきましては、総務省の支援事業がございまして、地方公営企業アドバイザーを派遣していただきまして、公営企業に係る事業の内容の整理や会計の仕組みの助言や先進地の視察などを行っております。

また令和2年度からは移行支援の委託業務を行っておりまして、発注する業者から実務的な講習や公認会計士からの経営や資産に関する勉強会なども行って、知識の向上に努めて参りましたが、公営企業会計、複式簿記となりますことから、大変、今まで行っておりました官庁方式とは異なることが多くて、全てを理解することは、長年の経験を有することと今感じているところでございます。

今後の研修や人材の育成につきましては、引き続き国県が実施いた

します講習会や研修会に参加をしていきたいと考えておりますし、システムを管理していただきますエンジニアによる、会計処理の方法や予算の組立て、決算の書類の作成についても今後研修を行うこととしておりますので、引き続き公営企業会計に精通した人材の育成に努めたいと考えているところでございます。

7 番 赤 松
議 長

「議長7番」

「赤松議員」

7 番 赤 松

大変詳細に答弁いただきまして、ありがとうございました。

今ほどの説明によりますと水道料金については、当分大丈夫なのかということですが、今後人口等が減少して参ります。そしてどうしても、水道料金は収入が減になるわけでございますので、そこら辺、経営努力をしていただいて、なるべく安価な料金で運営をしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それから今回の財務証憑の関係でございますが、今ほど説明によりますと総務省のアドバイザー等の協力を得て、努力をされているということですが、本町においても初めてのことでございまして、担当は建設環境課でございますが、このことについては出納室とか総務課等にも、その他、全庁的に職員も異動等がございますので、このことに対する影響は出てくると思いますので、今後公営企業会計の知識を得るために引き続き勉強をしていただきたらと思います。

それから近い将来、発生が懸念されます南海トラフ地震等への備えで、管路の更新や耐震化などを今後積極的に進めていかなければならないと思われませんが、それには多額の事業費が必要となります。そのために今回の公益企業会計制度によって、明確な財政状況や経営状況を住民や議会にも説明、理解が得られるような、今回会計制度の内容でございますので、このことを大いに利用していただきまして、町民にPRいたしますか、その説明を今後行っていただきたらと思います。

そして、良質の水を安全に、そして災害に強い水道行政に今後とも御努力をしていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わり

<p>議 長</p>	<p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第84号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第84号「松野町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第85号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第85号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第85号「松野町簡易水道財政調整基金条例の廃止について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第86号に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第86号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議 長	<p>したがって、議案第 8 6 号「松野町特別会計条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 1 7、議案第 8 7 号「令和 4 年度松野町一般会計補正予算(第 6 号)」を議題とします。</p>
坂 本 町 長	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
議 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは、議案第 8 7 号「令和 4 年度松野町一般会計補正予算(第 6 号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p>
	<p>今回提案いたします補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、燃料費など物価の高騰により、依然として厳しい経営状況となっている総合営農指導拠点施設等について、経営安定化を図るための指定管理料の追加をはじめ、建築から 4 8 年が経過し老朽化が著しい吉野生公民館を改築するための経費等、急を要する諸事業の補正や人事院勧告に伴う人件費の調整等を中心に編成しております。</p>
	<p>歳入歳出予算の補正額は、2 千 9 5 2 万円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 9 千 3 1 6 万円にしようとするものであります。</p>
	<p>歳出補正予算の主なものについて御説明申し上げます。</p>
	<p>まず人件費につきましては、人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等、共済費、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金等に合計で 3 9 1 万 4 千円を追加するほか、一般職の新規採用及び人事異動等の調整により、給料、職員手当等、共済費合計で 5 0 5 万 1 千円を追加しております。</p>
	<p>次に 2 款総務費では、コミュニティーバス運行費に、原油価格等の高騰に伴い不足する燃料費 3 7 万 1 千円のほか、経年劣化に伴う修繕</p>

箇所増加や部品の価格高騰等による修繕料38万5千円を追加し、情報通信基盤施設管理費には、原油価格等の高騰に伴い不足する光熱水費分に係る負担金の追加のほか、令和4年9月18日から9月19日にかけての台風14号の被害により、県道滑床松野線の土砂災害で被災した滑床の情報通信基盤施設用光ケーブルの本復旧に係る負担金として、鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金41万5千8千円を追加しております。

次に戸籍住民基本台帳費には、マイナンバーカードの更なる普及促進を図ることを目的に、日本郵便株式会社との事業提携を行うためのマイナンバーカード申請事務支援委託料をはじめ、夜間休日における庁舎内交付窓口の開設に伴う経費等合計で99万5千円を計上するほか、戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする、戸籍総合システム改造委託料77.5万円を追加しております。

4款衛生費では、保健センター費に、原油価格等の高騰に伴い不足する燃料費36万7千円を追加し、6款農林水産業費では、担い手育成対策費に、昨今の原油価格等の高騰に伴い依然として厳しい経営状況となっている総合営農指導拠点施設等において、施設の運営費及び維持管理費等経営安定化を図るため、指定管理者である株式会社松野町農林公社に対する指定管理料29.5万円を追加しております。

次に、10款教育費では、中学校教育振興費に、町内の企業から中学校の教育振興に資する寄附を受けたことに伴い、学校の要望に基づいた教材備品購入機器等合計で20万4千円を計上し、公民館費には、昭和49年の建築から48年が経過し、老朽化による雨漏りと結露による壁の剥離など損傷が著しく、耐震性も不足している吉野生公民館について、今後も多様化する住民ニーズへの対応や公民館機能の維持、住民サービスの向上を図るため、住民の学習交流スポーツレクリエーション活動の拠点施設として整備するための実施設計委託料34万6千3百円を追加しております。

これら歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14款国庫支

		<p>出金 874万5千円、17款寄附金 20万円、21款町債のうち過疎対策事業債 340万円を計上し、最終の財源調整として、19款繰越金 1千717万5千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第87号は、即決したいと思っております。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第87号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第87号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第87号「令和4年度松野町一般会計補正予算第6号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第18、議案第88号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。</p>

<p>坂本町長</p>	<p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>「議長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは議案第88号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1千493万7千円を追加し、補正後の予算総額を6億993万7千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出予算の補正内容は、まず人件費について、人事院勧告に伴う調整として、職員手当等及び共済費合計で20万3千円を追加しております。</p> <p>次に7款基金積立金では、前年度繰越金の2分の1相当額の財政調整基金積立金1千178万円を追加し、8款諸支出金には、令和3年度における普通交付金及び特定健康診査等の県支出金精算額の確定により、保険給付費等交付金返還金291万7千円を追加するほか、過去の国民健康保険給付費等負担金等事業の実績修正に伴い、療養給付費等負担金償還金3万7千円を計上しております。</p> <p>これらに対応する歳入予算としては、7款繰入金20万3千円のほか、8款繰越金1千230万5千円、9款諸収入242万9千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま議題となっております議案第88号は、即決したいと思</p>
<p>議長</p>	<p>います。</p>
<p>議長</p>	<p>御異議ありませんか。</p>

議	長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第88号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、議案第88号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、議案第88号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第19、議案第89号「令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは、議案第89号「令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 今回提案いたします補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万7千円を追加し、補正後の予算総額を7億7千880万円にしようとするものであります。 歳出予算の補正内容は、人事院勧告及び実績見込みによる一般職及び会計年度任用職員に係る人件費の調整で、会計年度任用職員報酬、給料、職員手当、共済費等合計で41万7千円を追加し、これらに対応する歳入予算としては、7款繰入金41万7千円を充当しております。

		す。
		以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
4 番 近 藤	藤	「議長4番」
議	長	「近藤議員」
4 番 近 藤	藤	はい。
		今、来年度の予算編成をしてるところだと思うんですけど、ちょっとお願いがありまして、言わしていただきたいと思うんですがいいですか。
		今、予算編成を行ってると思うんですけど、今、社会全体がすごく物価の高騰がありまして、天井知らずのところは出てきてるんですよね。それらを見込んで、予算を立ててるかと思うんですけど、一応その辺りで知恵を絞っていただいて、緊縮財政を、本当に、今までも大変考えられとると思うんですけど、その辺りをものすごく考えていただきまして、予算編成を計上してもらいたいなと思っております。
		というのが、やっぱり食費なんかは全然切り詰めることができないんですよね。そういう場合に、マーケットに行きましても、どう知恵を絞って食費は切り詰められないから、どう知恵を絞って、生きていこうかなっていう話も、マーケット行きますとそれぞれ聞かれていますので、そういうことも加味していただいて、この補正全体なんですけど、そういう辺りのことを予見を少し持って、それでも経済を切り詰めて、家庭でやってられるような形で、ものすごく知恵を絞っていただきたいなと思って、お願いしている次第です。
		よろしく申し上げます。
坂 本 町 長	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町 長	長	はい。

<p>議 長</p> <p>4 番 近 藤</p> <p>議 長</p> <p>4 番 近 藤</p> <p>議 長</p>	<p>まさしく御指摘のとおりだと思います。</p> <p>もう既に令和5年度に予算編成に向けて、いろいろな見積り等を徴集をしているんですけれども、例えば建築費でありますとか、光熱水費、燃料費、この辺は我々が想定した以上に物価上昇をしております、また今の世界情勢あるいは国内情勢を見ても、これが収まる要素がかなり少ないのではないかなというふうに思っております。</p> <p>そういった意味で、予算編成につきましても慎重にですね、緊縮するところは緊縮する、カットするところはカットする、いわゆるスクラップアンドビルドでやっていきたいと思っております。</p> <p>まだまだ各課から今集計をしている段階なんで、全体像は見えてきておりませんが、その辺につきましても、十分に予算査定の中で対応して、ただし予算を緊縮したために住民サービスが低下したということではいけないと思いますので、そこら辺も十分に判断をしながら当初予算編成をして、また新しい議会になるかと思っておりますけれども、御提案、御相談させていただきたいと思っております。</p> <p>「議長4番」</p> <p>「近藤議員」</p> <p>今言われたように、一番サービスが低下すること自体を懸念しているわけですが、でも家庭ではものすごく考えて考えて本当に生活されてるんですよ。もう涙が出るぐらいなんですよ、聞いてたら。だからその辺りのことをよく考えて、町も財政に当たっていただきたいなと思って、お願いしたわけでありまして。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第89号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第89号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第89号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第89号「令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第20、議案第90号「松野町教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。</p> <p>議案書を配布します。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、議案第90号「松野町教育委員会委員の任命同意について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本案は、本町の教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>今回、任命同意を求めます委員は、人格高潔、温厚誠実であり、社会教育、公民館活動、PTA活動など熱心に取り組み、教育行政経験も豊富な、松丸の中平年利方氏に御就任をお願いするものでありま</p>

議	<p>す。</p> <p>なお、任期につきましては、前任者の残任期間であります令和4年12月15日から令和7年11月3日までであります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により質疑、討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第90号を採決します。</p> <p>本案について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>長 起立全員です。</p> <p>したがって、議案第90号「松野町教育委員会委員の任命同意について」は可決することに決定しました。</p>
議	<p>長 日程第21、発議第3号「松野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>提出者に提案理由の説明を求めます。</p>
6番加藤	<p>議 長 「議長6番」</p> <p>議 長 「加藤議員」</p>
6番加藤	<p>議 長 それでは、発議第3号「松野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」提案をいたします。</p> <p>本案は、地方自治法第112条及び松野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するもので、提出者松野町議会議員、加藤康幸、賛成者同じく関本豊、同じく赤松紀幸、同じく森岡健治、同じく近藤</p>

		<p>由美子、同じく山下智恵であります。</p> <p>それでは、提案理由について御説明いたします。</p> <p>新しい個人情報の保護に関する法律につきましては、令和5年4月1日に施行されますが、これに伴い、町においては、現行の松野町個人情報保護条例を廃止し、新たに松野町個人情報保護法施行条例が制定されることとなり、先ほど議決されたところであります。</p> <p>このことを受け、議会における個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであり、この内容につきましては、議会が保有する個人情報の開示など、個人の権利を明らかにすることにより、議会事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護しようとするものであります。</p> <p>何とぞ、よろしく御審議を賜わり、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で、提案理由の説明といたします。</p>
議	長	<p>質疑を省略し、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております発議第3号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、発議第3号は即決することに決定しました。</p> <p>これから、発議第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p>

議 長	<p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p>
議 長	<p>したがって、発議第 3 号「松野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 2 2、「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p>
議 長	<p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p>
議 長	<p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議 長	<p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p>
議 長	<p>これで会議を閉じます。 (11:22)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。</p>
坂本町 議 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
坂本町 議 長	<p>第 4 回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p>
坂本町 議 長	<p>議員各位におかれましては、条例制定及び改正、一般会計並びに特別会計補正予算等の審議案件につきまして、慎重な審議を経て、全会一致で議決をいただきありがとうございます。</p>
坂本町 議 長	<p>審議を通じ頂戴いたしました御意見等につきましては、今後、事務事業の執行推進に役立てて参りたいと存じます。</p>
坂本町 議 長	<p>いよいよ本年も後半月、JR松丸前には、本年も森の国クラブ松丸の皆さんが製作された門松が飾られまして、お正月ムードを盛り上げ</p>

議 長	<p>ていただいております。</p> <p>また、年末27日からは町消防団による年末特別警戒が実施をされます。年の瀬の寒い時期であります。火の取り扱いには十分注意されますようお願い申し上げます。</p> <p>そして年が明けまして1月3日には令和5年成人式が、この役場庁舎を会場として開催されます。記念すべき人生の節目として、恩師や同級生との再会を楽しんでいただき、決意を新たにする場となれば幸いです。</p> <p>議員各位におかれましては、本日が今任期最後の定例会となりました。これまで、町民の代弁者としての使命を果たすべく、誠心誠意、議員活動に邁進されてきたことに敬意を表しますとともに、様々な議論を通じて町政の推進にお力添えをいただきましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。</p> <p>年が明けて2月19日には、町議会議員選挙が執行される予定であります。引き続き重責を担う決意を固められた方、後進に道を譲られる方、それぞれの御判断と存じますが、伝統ある松野町議会の歴史がまた一つ紡がれていく節目として、町民の皆様の関心を持って見守っていることと思いますので、どうぞ任期最後の日まで、議員としての使命果たされますようお願いをいたします。</p> <p>町民の皆様におかれましては、御家族おそろいでつつがなく御越年され、輝かしい新春をお迎えになられることをお祈りいたしますとともに、町政推進に今後とも御支援、御協力をお願い申し上げます、議会閉会の挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、令和4年第4回松野町議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 2 5)</p>
-----	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 村尾 重利

第 1 日 目 松野町議会議員 関本 豊

同 上 山下 智恵